

## **公益社団法人 福岡県診療放射線技師会 学術奨励研究助成金制度規程**

制 定:平成 8 年 4 月 1 日

最終改定:平成 28 年 3 月 19 日

### (設置)

第1条 公益社団法人福岡県診療放射線技師会(以下「技師会」という)に、学術奨励研究助成金制度(以下「助成金制度」という)を設置する。

### (助成金の目的)

第 2 条 助成金は、診療放射線学および診療放射線技術などを対象とした研究に行使される。

### (助成金の構成)

第 3 条 助成金は、学術教育特別資金をもってこれに充てる。

2 学術教育特別資金の運用については別に定める。

### (応募資格)

第 4 条 助成金に申請できる者(以下「申請者」という)は、技師会の会員であり会費納入を完了していることとする。

### (申請書)

第 5 条 申請書は、目的、方法、構成員、研究期間、経費などを明記するものとする。

### (応募方法)

第 6 条 申請者は、学術教育委員会を経由して、申請書を会長に提出するものとする。

### (助成金の決定等)

第 7 条 学術教育委員会は、前条の申請書を受理した時は、予備審査を経て、理事会に諮るものとする。

2 理事会は、前項の申請を審査し、助成金支出の可否を決定する。

3 理事会の決定を受け、会長は、速やかに申請者にその結果を通知するとともに、次年度予算に助成金を計上する。

4 総会での予算案の承認の後、会長は助成金を申請者に払い出す。

### (義務)

第 8 条 助成を受けた者は、研究助成期間の終了までに研究報告書および収支報告書を会長に提出し、研究助成期間終了後の福岡県診療放射線技師会学術大会において報告するものとする。

- 2 発表の中で、研究助成金での研究である事を明記し報告することとする。
- 3 研究助成期間終了までに明確な成果が得られなかった場合も、その経過を学術大会において報告し、研究成果が得られた後、速やかに報告書を再度提出し、学術大会において発表するものとする。
- 4 助成を受けたものが正当な理由がなく発表を行わない場合や、不正な経理が発覚した場合は、速やかに助成金の全額を返還しなければならない。

(助成期間の延長)

第 9 条 いかなる場合でも、研究助成期間の延長および、助成金の追加申請は認めない。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は理事会が別に定める。

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 20 日より施行する。

平成 8 年 4 月 1 日制定

平成 10 年 2 月 14 日改定

平成 23 年 4 月 16 日改定

平成 25 年 4 月 20 日改定

平成 28 年 3 月 19 日改定

《参考：本人通知用注意事項》

## 学術奨励研究助成金制度に関する注意事項

1. 助成金の執行にあたっては、使途内容を明確にした収支報告書を作成すること。
2. 研究助成期間の終了までに研究報告書を提出すること。
3. 研究助成期間終了後の福岡県診療放射線技師会学術大会において、研究成果を発表すること。また、その発表の中で研究助成金での研究である事を明記すること。
4. 研究助成期間終了までに明確な成果が得られなかった場合も、その経過を福岡県診療放射線技師会学術大会において報告すること。また、研究成果が得られた後、速やかに報告書を再度提出し、学術大会において発表すること。  
ただし、研究助成期間の延長および、助成金の追加申請は認めない。
5. 正当な理由がなく発表を行わない場合や、不正な経理が発覚した場合は、速やかに助成金の全額を返還すること。

以上

学術奨励研究助成制度に関する問合せ先

福岡県診療放射線技師会 学術担当理事

※該当する理事の氏名、勤務先、電話番号、E-mail を記載。